

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 薬剤師法施行細則  
鳥取県中小企業設備近代化融資規則の一部改正
- ◇告示 種畜証明書の書換  
国民健康保険療養取扱機関の申出の受理  
牛のピロプラズマ病検査実施  
公有水面埋立による町の区域の確認  
公有水面埋立による字の区域への編入
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇人委規則 鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部改正

## 規則

薬剤師法施行細則をここに公布する。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県規則第三十号  
薬剤師法施行細則

### (目的)

第一条 この規則は、薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号。以下「法」という。)、薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号。以下「令」という。)及び薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号。以下「省令」という。)を施行するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (書類の經由)

第二条 法、令、省令及びこの規則に定めるところにより、知事に提出する届書は、二通、厚生大臣に提出する申請書、届書その他の書類は三通を作成し、住所地の所管保健所長を經由して提出しなければならない。

### (調剤録)

第三条 法第二十八条の規定による調剤録は、第一号様式のとおりとする。



2 薬剤師名簿登録番号

3 消除申請の理由

上記により、薬剤師名簿の登録の消除を申請します。

年 月 日

本 籍 (国籍)

住 所

氏 名

年 月 日 ④ 日生

厚生大臣

殿

注 意 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきり書くこと。

第三号様式

薬剤師名簿登録消除申請書

1 死亡又は失踪宣告を受けたことの別

2 死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の氏名及び生年月日

3 死亡し、又は失踪の宣告を受けた薬剤師の本籍 (国籍) 及び住所

4 死亡し、又は失踪の宣告を受けた年月日

上記により、薬剤師名簿の登録の消除を申請します。

年 月 日

(届出義務者)

住 所

氏 名

④

厚生大臣

殿

注 意 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきり書くこと。

第四号様式

薬 剂 師 住 所 変 更 届

1 変更前の住所

2 変更後の住所

3 薬剤師名簿登録番号及び登録年月日

上記のとおり住所の変更を届けます。

年 月 日

氏 名

年 月 日 ④ 日生

鳥取県知事

殿

注 意 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきり書くこと。

3 他の都道府県から転居した者は、所轄保健所で免許証の照合を受けること。

鳥取県中小企業設備近代化融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十一号

鳥取県中小企業設備近代化融資規則の一部を正する規則

鳥取県中小企業設備近代化融資規則（昭和三十五年四月鳥取県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改める。

二 貸付金額 三百万円以内 ただし、労務管理改善資金は、別枠とする。

種畜証明書番号 名号 種類 飼養者 住所 氏名

昭三六鳥地第九号	花国	黒毛和種	東伯郡三朝町	野見邦一	東伯郡三朝町	林 泰正
第一〇号	花元	〃	東郷町	山根芳藏	〃	関金町 小林 鉄治

鳥取県告示第二百八十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定による、その他の都道府県療養取扱機

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百八十一号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第九条第一項の規定に基づき、次の種畜について、種畜証明書の書換えがあつたので、同規則第十二条の規定により告示する。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十三年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名

所 在 地

法第三十七条第五項 同上受理年月日  
による都道府県名

宇山耳鼻咽喉科医院	鳥取市南本寺町六六	全 国	昭三七、一、二〇
医療法人仁厚会倉吉病院	倉吉市山根四三	〃	〃 五、一五
済生会米子診療所	米子市錦町一丁目八	鳥根県	〃 四、一
須山 医院	〃 東町五五	東京都	〃 二、二三
細田 〃	〃 角盤町三丁目二七	全 国	〃 二、一五
河野 〃	境港市栄町一三四	東京都	〃 一、一五
足立内科 〃	〃 佐斐神町一、三二一	鳥根県	〃 二、一〇
日野 病院	日野郡日野町根雨七三〇	全 国	〃 四、一八
松本歯科医院湖山出張所	鳥取市湖山町 湯村あさの方	〃	〃 三六、一〇、七

鳥取県告示第二百八十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛のピロプラズマ病検査並びにだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛のピロプラズマ病予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後四十日及び分娩前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

牛のピロプラズマ病検査 血液塗沫検査

だ に 駆 除 B H C撤布

実施期日 実施区域 実施場所

五月二十五日 日野郡日南町石見 上石見、神戸上 検診場

〳 二十八日 〳 福栄 大坂 〳

〳 二十九日 〳 石見 花口 〳

〳 三十日 〳 多里 萩原 〳

〳 三十一日 〳 阿毘緑 下阿毘緑 〳

六月 一日 〳 大宮 呼子 〳

〳 五日 〳 〳 〳 〳

〳 六日 〳 多里 萩山 〳

〳 七日 〳 山上 茶屋 〳

〳 八日 〳 福栄 大坂上坂 〳

〳 十一日 〳 石見 花口 〳

〳 十二日 〳 神戸上 〳

〳 十三日 〳 大宮 中津会 〳

〳 十四日 〳 阿毘緑 下阿毘緑 〳

鳥取県告示第二百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、昭和三十七年六月一日から次の公有水面埋立地が、東伯郡東郷町の区域であることを確認した旨東伯郡東郷町長から届出があつた。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字旭一二七番地先三三二、八〇平方メ

トトル（二〇〇坪六合七勺）

鳥取県告示第二百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九条第一項の規定により、次の公有水面埋立地を昭和三十七年六月一日から、東伯郡東郷町大字旭の区域に編入する。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡東郷町大字旭一二七番地先三三二、八〇平方メ

トトル（二〇〇坪六合七勺）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和三十七年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

- 一 日時 昭和三十七年五月二十七日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市吉方四七七の三 久松閣
- 三 議題

- 1 参議院議員通常選挙の執行について
- 2 鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の改正について
- 3 公職選挙法による選挙事務規程の改正について
- 4 鳥取県選挙運動管理規程の改正について
- 5 鳥取県知事選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の改正について

人事委員会規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年五月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 青戸 辰年

鳥取県人事委員会規則第二十五号

鳥取県人事委員会事務局組織規則の

一部を改正する規則

鳥取県人事委員会事務局組織規則（昭和二十六年八月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第七条に次の一号を加える。

六 職員の旅費制度に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年五月十六日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市東町一丁目  
[定価 一部月極 二五〇円（送料共）]